

4 西総総第393号  
令和4年6月27日

西東京市個人情報保護審議会会長 殿

西東京市長 池澤隆史  
(公印省略)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例の整備について（諮問）

西東京市個人情報保護条例（平成13年西東京市条例第13号。以下「現行条例」という。）第25条第2項第3号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正に伴い、必要となる個人情報保護制度の整備に関し、個人情報保護に係る条例の制定等について諮問する。

### 2 諮問理由

個人情報保護に係る条例の整備について、次のとおり実施する。

#### (1) 現行条例及び西東京市特定個人情報保護条例の廃止について

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による法の改正により、地方公共団体の個人情報保護制度に係る規定の整備が行われ、各地方公共団体が独自で制定していた個人情報保護条例等の規定は、法に統合されるため、現行条例及び西東京市特定個人情報保護条例（平成27年西東京市条例第43号）を廃止する。

#### (2) （仮称）西東京市個人情報保護法施行条例等の新規制定について

地方公共団体の個人情報保護制度は、従来、個別の条例により運用されていたが、法で統一化が図られることに伴い、国等に対して適用されるものと同様の規律が適用されることとなる。地方公共団体においては、法に規定する内容を遵守する必要があり、事務執行を行う上で、法の目的及び規範に反しない範囲で法を補完する条例を制定することが可能であると、国（個人情報保護委員会）から示された。

このことから、西東京市においても、個人情報保護制度を適切に運用し、市民の権利利益を保護するため、（仮称）西東京市個人情報保護法施行条例等を制定する。